

(別紙)

「世界遺産めぐり手帖」製作及び販売業務委託仕様書(案)

1. 委託業務名

「世界遺産めぐり手帖」製作及び販売業務

2. 事業の目的

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の12の構成資産及び周辺の関連遺産や観光地、食事処等を紹介した「世界遺産めぐり手帖(仮称)」(ガイドマップ及びスタンプ帳で構成)を製作し、旅行者等へ販売することにより、県内広域に点在する構成資産等の周遊促進と本県への再来訪意欲の喚起を図る。

3. 業務委託期間 契約日から平成31年3月29日(金)まで

4. 業務の内容

(1)「世界遺産めぐり手帖」について

企画立案から取材、デザイン、編集、印刷製本等の「世界遺産めぐり手帖(仮称)」(以下「手帖」という。)製作及び販売に係る一切の業務とする。

①ターゲットについて

F2層及びF3層とする。

②規格について

次の③に掲げる内容を満たすものであること。本の判型や綴じ方などについては一般消費者に購入されやすい本の体裁にすること。

③本文について

ア. 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の雰囲気やデザイン性とし、見やすく分かりやすい誌面づくりを心掛けること。

イ. マップ等を使って、当該手帖の作成目的である「スムーズな広域周遊及び再来訪意欲の喚起」に繋がる工夫を行うこと。

ウ. 次に掲げる「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産及びを紹介すること。

【構成資産】原城跡、平戸の聖地と集落、外海の出津集落、外海の大野集落、黒島の集落、野崎島の集落跡、頭ヶ島の集落、久賀島の集落、奈留島の江上集落、大浦天主堂、天草の崎津集落

エ. 上記ウに掲げる構成資産の周辺にある観光スポット、体験型プログラム、グルメ、土産品、観光ガイドなどの情報を紹介すること。

オ. 上記ウに掲げる構成資産へのアクセス方法(マップ、交通機関、所要時間など)を紹介すること。

カ. 掲載施設の問い合わせ先を紹介すること。

キ. スタンプラリーに関する説明及びスタンプを押印するページを設けること。

ク. スタンプラリーの対象は、上記ウに掲げる構成資産を基本とする。

ケ. 「世界文化遺産」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に関する説明を掲載すること。

コ. 教会堂への事前連絡、見学マナーに関する説明についても掲載すること。

サ. 教会や殉教地などのキリスト教関連遺産が多い地域（長崎市、西海市、平戸市、大村市、南島原市、五島市、新上五島町）について、簡単に紹介すること。また、吉利支丹墓碑、宝亀教会堂、根獅子集落、二十六聖人殉教地、青砂ヶ浦天主堂、大曾教会堂、堂崎天主堂日野江城跡、田平天主堂については、説明文を掲載するとともに、マップ上に位置を示すこと。

シ. 長崎県内にある「明治日本の産業革命遺産」について簡単に紹介すること。

ス. 観光情報の問い合わせ一覧を掲載すること。

セ. 観光案内所、インターネットサイト、スマートフォンアプリなど、情報収集に役立つ窓口やツールの情報について、分かりやすく紹介すること。

ソ. 二次交通やレンタサイクル等についてもできるだけ多くの情報を盛り込むこと。

タ. 全国から長崎へのアクセス方法（マップ、交通機関、所要時間など）を紹介すること。

チ. 長崎県全体の地図を掲載すること。

ツ. その他、内容の充実に繋がる新たなテーマ、スポットがあれば、積極的に提案すること。

④部数について

10,000部以上

⑤校正について

名称、電話番号、所在地、地図等の事実関係に注意して、厳密な校正を行うとともに、誤りがあった場合は、受託者の責任において修正すること。

(2) スタンプについて

- ・4の③のウに掲げる構成資産をイメージできるデザインとすること。

(3) 手帖の販売促進について

- ・手帖の販売促進について、より効果的な手法があれば積極的に提案すること。ただし、予算の範囲内で提案をすること。

例) 卓上幟、周知チラシ、WEB広告など

(4) スタンプラリー参加者への特典について

- ・スタンプラリーへの参加意欲を喚起するための魅力的な特典付与及びその受け渡し方法について提案すること。また、提案内容については、予算の範囲内で提案をすること。

(5) 手帖の販売について

- ・販売に関する方法を提示すること。
- ・多くの方が購入できる方法とすること。
- ・販売実績に基づき、その販売手数料等を除く売上金の一部を（一社）長崎県観光連盟（以下「甲」という。）に返納すること。返納金額については、別途、甲と協議をすること。
- ・販売開始後、毎月の販売数及び在庫数を報告すること。

(6) 販売開始時期について

販売開始時期は納期後、1ヶ月以内に販売開始すること。

(7) 広告掲載について

- ・当該手帖に広告スペースを設定しても良いが全体ページ数の一割未満とすること。
- ・広告スペースの販売先対象者については、観光事業者とし甲への販売許可を得ること。
- ・広告掲載収入の取り扱いについては、別途、甲と協議すること。

5. 成果物（手帖及びスタンプ等）の納品

(1) 納品場所

〒850-8570 長崎県尾上町3-1 (一社)長崎県観光連盟
ただし、販売方法など提案内容によって変更となることを妨げないこととする。

(2) 納品物

①「世界遺産めぐり手帖」(仮称)

印刷入稿データ(JPEG、PDF及びイラストレーター)をCD-ROMに格納したものを、成果品として2組納品すること。

②スタンプ

③情報発信ツール(無形の場合は実施報告などデータによるものでも可とする。)

(3) 納期

契約日から3ヶ月以内

6. 連絡調整

受託者は、甲との連絡調整を十分に行い、業務を円滑に遂行すること。

(1) スケジュール管理表、業務完了報告書の提出

- ①本業務に係る進捗状況を随時報告すること。
- ②甲からスケジュール管理表等の提出依頼があれば、速やかに作成し、提出すること。

(2) 打ち合わせ・協議等

- ①受託者は、甲と定期的な打ち合わせを行なうこと。
- ②受託者は、打ち合わせた内容を記録しておくこと。
- ③受託者は、作成業務の過程で疑義が生じた場合は、速やかに甲に報告し協議すること。

7. その他

(1) 完成した「世界遺産めぐり手帖」のデータは、甲にデータを渡すものとし、原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等、一切の権利は甲と受託者で共同保有するものとする。

(2) 成果物の品質については、本仕様書の要件を満たしているものとする。また、品質

- が十分確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (3) 本仕様書に掲載されていない事項については、受託者と甲で協議のうえ、対応を決定する。

8. 担当部局・担当者

〒850-8750 長崎市尾上町3-1 (一社) 長崎県観光連盟

担当者：中原 陽一

TEL：095-826-9407

FAX：095-824-3087